

沖縄県主催による国民保護計画に基づく避難訓練の実施訓練を求める意見書

昨今、北朝鮮がミサイル発射を繰り返しているため、国民の安全が脅かされて危機感を感じるようになってきた。政府ではJアラート（全国瞬時警告システム）により、防災無線や携帯電話、スマートフォンを通じて警報を伝えることになっているが、住民は警報を聞いてもどのように避難したら良いのか、どこに避難したら良いのかが全く分からない状態で不安である。

沖縄県では国民保護法に基づいて、「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の四つを武力攻撃事態の対象として、国民保護計画を作成して国民保護措置を推進している。その計画には、「県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。」と定められており、平素において、一定の訓練がなされていなければ、実際の避難実施時にはパニックに陥り、避難が遅れ住民の生命を失うことにもなりかねない。

特に島嶼県である沖縄県では、離島からの避難は航空機と船舶に依存し、避難経路と交通手段は県が策定しなければならないため、具体的な訓練の実施は県主催でなければならないと考える。

よって、武力攻撃事態の際、避難をスムーズに行い、県民の生命を守るために下記事項について要請する。

記

- 1 早急に沖縄県主催による離島からの実働避難訓練を含んだ国民保護訓練を、市町村、各関係機関と連携し、多くの住民が参加した形で実施訓練すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 27 日
沖縄県豊見城市議会

あて先 沖縄県知事